環境県民局 資　　料	Ｎｏ．２

令和８年 11 月 19 日
課　名　環境県民局環境保全課
担当者　課長　山根
内　線　2925

環境影響評価に関する条例施行規則の改正について

１　要旨

環境影響評価法（以下「法」という。）の対象事業である太陽光発電事業について、法施行令の改正により、令和９年４月１日から、手続き対象となる規模要件が引き下げられる。

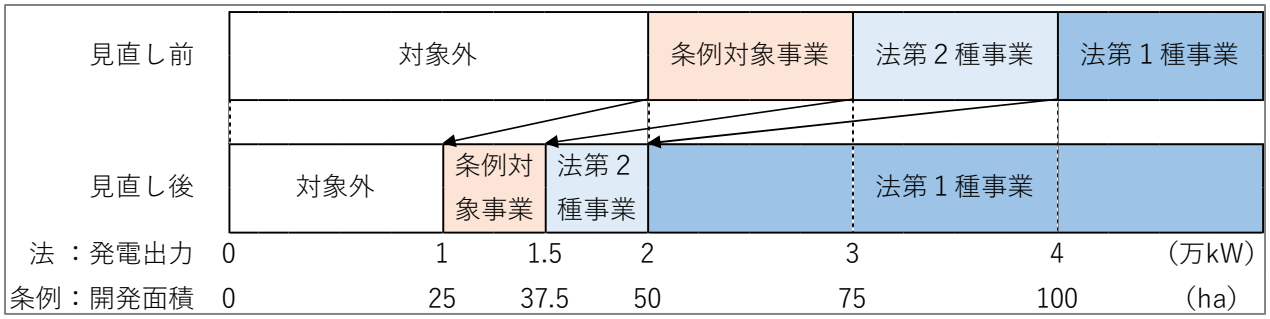
本県では、広島県環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）により、法手続きの対象にならない小規模の事業を環境影響評価の対象とすることで、法と一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきたことから、法対象事業の規模要件の見直しを踏まえ、条例対象事業の規模要件を見直すこととし、条例施行規則を改正する。

２　改正の概要

条例対象事業の規模要件は、法の第１種事業※1の規模要件の半分に設定していることから、今回の法施行令の改正についても、同様の考え方により対応することとする。

見直し前の太陽光発電事業に係る法の第１種事業の規模要件は、発電出力４万 kW であり、これは開発面積 100 ha に相当する※2ことから、条例の規模要件は法の第１種事業の規模要件の半分に相当する 50 ha としてきた。

見直し後の法の第１種事業の規模要件は発電出力２万 kW であり、これは開発面積 50 ha に相当することから、条例の規模要件について、法の第１種事業の規模要件の半分に相当する 25 ha に見直す。



※１　第１種事業　：　環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものであり、環境影響評価が必要

第２種事業　：　国において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると判定された場合に、環境影響評価が必要

※２　法においては、発電所の許認可等を行う電気事業法との関連があることから、電気事業法の届出要件に用いられている発電出力（kW）を指標にしている。

一方、条例については、太陽光発電事業による環境影響は主に土地の造成によるものであるため、開発面積（ha）を指標としており、多くの自治体（36 府県、令和８年１月時点）も開発面積を用いている。

３　スケジュール

令和８年 11 月　　生活福祉保健委員会において改正内容を説明
令和８年 12 月　　条例施行規則の一部を改正する規則を公布
（周知期間：令和９年１月から３月まで）
令和９年４月１日　条例施行規則の一部を改正する規則を施行

４　その他（太陽光発電事業に係る法改正等の経緯）

令和２年４ 月 １ 日　法施行令の改正により、対象事業に太陽光発電事業が追加
令和３年４ 月 １ 日　条例施行規則を改正し、対象事業に太陽光発電事業を追加
令和７年 12 月 23 日　大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議において、「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」を決定
（環境影響評価法・電気事業法に基づく環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の規模を見直し、事業者における環境配慮の促進を図るという内容）
令和８年７ 月 23 日　法施行令の一部を改正する政令を公布
（太陽光発電事業に係る規模要件の見直し）
※令和９年４月１日に施行予定

【参考資料】

環境影響評価法・広島県環境影響評価に関する条例の対象事業一覧（見直し前）

対象事業種	条例対象規模	環境影響評価法の対象事業	
		第一種事業	第二種事業
1 道路			
高速自動車国道	—	すべて	—
指定都市高速道路	—	4車線以上	—
一般国道	4車線5km以上	4車線10km以上	7.5km以上10km未満
県道	4車線5km以上	—	—
市町村道	4車線5km以上	—	—
道路交通法の道路	4車線5km以上	—	—
林道	10km以上	幅員6.5m20km以上	15km以上20km未満
2 河川			
ダム	貯水区域50ha以上	貯水区域100ha以上	75ha以上100ha未満
堰	湛水区域50ha以上	湛水区域100ha以上	75ha以上100ha未満
放水路	改変区域50ha以上	改変区域100ha以上	75ha以上100ha未満
湖沼水位調節施設	—	改変区域100ha以上	75ha以上100ha未満
3 鉄道・軌道			
新幹線	—	すべて	—
鉄道	すべて(改良は5km以上)	10km以上(鉄輪)	7.5km以上10km未満
軌道	すべて(改良は5km以上)	10km以上(鉄輪)	7.5km以上10km未満
4 飛行場	すべて（延長は250m以上）	滑走路2500m以上	1875m以上2500m未満
5 発電所			
水力発電所	出力1.5万kw以上	出力3万kw以上	2.25万kw以上3万未満
火力発電所（地熱を除く）	出力7.5万kw以上	出力15万kw以上	11.25万kw以上15万未満
火力発電所（地熱）	—	出力1万kw以上	0.75万kw以上1万未満
原子力発電所	—	すべて	—
風力発電所	出力0.5万kw以上	出力5万kw以上	3.75万kw以上5万未満
太陽光発電所	50ha以上	出力4万kw以上	3万kw以上4万kw未満
6 廃棄物処理施設			
ごみ焼却施設	処理能力8t/h以上	—	—
し尿処理施設	処理能力150kl/日以上	—	—
産業廃棄物焼却施設	処理能力8t/h以上	—	—
最終処分場	埋立面積10ha以上	埋立面積30ha以上	25ha以上30ha未満
7 公有水面の埋立・干拓	25ha（15ha ※注1）以上	50haを超えるもの	40ha以上50ha以下
8 下水道終末処理場	処理人口10万人以上	—	—
9 土地区画整理事業	50ha以上	100ha以上	75ha以上100ha未満
10 新住宅市街地開発事業	50ha以上	100ha以上	75ha以上100ha未満
11 住宅団地の造成	50ha以上	100ha以上（独立行政法人）	75ha以上100ha未満
12 工業団地の造成	50ha以上又は燃料使用量等一定以上 ※注2	100ha以上（近郊整備法）	75ha以上100ha未満（近郊整備法）
13 工場又は事業場の建設	50ha以上又は燃料使用量等一定以上 ※注2	—	—
14 流通業務団地造成事業	50ha以上	100ha以上	75ha以上100ha未満
15 複合開発用地の造成事業	50ha以上	—	—
16 レクリエーション施設等の建設			
レクリエーション施設の建設	50ha以上	—	—
ゴルフ場	20ha以上		
スキー場	20ha以上		
17 土石の採取	20ha以上	—	—
18 港湾計画	150ha以上	300ha以上	—

注1　重要港湾区域内の埋立であって、①鳥類等の生息環境としての干潟を有し、景観が優れ、又は地形等が貴重である自然海浜に係るもの又は②食料品製造業、石油・石炭製品製造業等の工場が立地するもの

注2　製造業、ガス供給業又は熱供給業に係るものであって、使用する燃料の合計が重油換算で15kL/h以上又は日平均排水量が1万m^3/日以上のもの